



犯罪被害者支援

一人で悩まないで。



犯罪の被害にあい、
 つらく苦しい思いをされていませんか
日本司法支援センター
 そんなときは、私たち  **法テラス** に
 お問い合わせください。

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
 **0570-079714**

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

- 二次的被害を与えないよう配慮しながら丁寧に話をうかがいます。
- 秘密は厳守いたします。
- お名前や話したくないことをお聞きすることはありません。

※固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)でご利用になれます。
 ※PHS・IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。



QRコード

法テラスは国が設立した公的な法人です。

全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間《平日》9:00~17:00

北海道	札幌	0503383-5555	〒060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F
	函館	0503383-5560	〒040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F
	旭川	0503383-5566	〒070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F
	釧路	0503383-5567	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F
	東北	宮城	0503383-5535	〒980-0811
福島		0503383-5540	〒960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F
山形		0503383-5544	〒990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8F
岩手		0503383-5546	〒020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F
秋田		0503383-5550	〒010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F
青森	0503383-5552	〒030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	
関東	東京	0503383-5300	〒160-0004 〒160-0023	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F <small>(平成26年3月上旬から)</small>
	神奈川	0503383-5360	〒231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F
	埼玉	0503383-5375	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F
	千葉	0503383-5381	〒260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼー)2F
	茨城	0503383-5390	〒310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F
中部	栃木	0503383-5395	〒320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F
	群馬	0503383-5399	〒371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F
	静岡	0503383-5400	〒420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F
	山梨	0503383-5411	〒400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F
	長野	0503383-5415	〒380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F
新潟	0503383-5420	〒951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	
近畿	愛知	0503383-5460	〒460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F
	三重	0503383-5470	〒514-0033	津市之内34-5 津中央ビル
	岐阜	0503383-5471	〒500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F
	福井	0503383-5475	〒910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F
	石川	0503383-5477	〒920-0911	金沢市橋場町1-8
富山	0503383-5480	〒930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	
中国	大阪	0503383-5425	〒530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F
	京都	0503383-5433	〒604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F
	兵庫	0503383-5440	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F
	奈良	0503383-5450	〒630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F
	滋賀	0503383-5454	〒520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中ビル5F
和歌山	0503383-5457	〒640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	
四国	広島	0503383-5485	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F
	山口	0503383-5490	〒753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F
	岡山	0503383-5491	〒700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F
	鳥取	0503383-5495	〒680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F
	島根	0503383-5500	〒690-0884	松江市長柄町60
九州	香川	0503383-5570	〒760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F
	徳島	0503383-5575	〒770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F
	高知	0503383-5577	〒780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F
	愛媛	0503383-5580	〒790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F
	福岡	0503383-5501	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F
佐賀	0503383-5510	〒840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	
長崎	0503383-5515	〒850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	
大分	0503383-5520	〒870-0045	大分市城崎町2-1-7	
熊本	0503383-5522	〒860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	
鹿児島	0503383-5525	〒892-0828	鹿児島市金生4番10号 アーパンスクエア鹿児島ビル6F	
宮崎	0503383-5530	〒880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	
沖縄	0503383-5533	〒900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	

上記以外にも支部・出張所・地域事務所があります。詳しくはお近くの法テラスへお問い合わせください。

050 ■法テラスでは、IP電話を使用しています。
 ■おかけ間違いのないよう必ず「050」からダイヤルしてください。

平成25年11月発行

どのような支援があるのか?

これから どうなるのか?

これから どうすればいいのか?

どこに 誰に 相談すればいいのか?

●法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害についての刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報*を提供します。

*刑事手続の流れ、各種支援制度など

●相談窓口のご案内

犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報*を収集し、「その方が必要とされる支援」を行っている窓口をご案内します。

*お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

《お問い合わせ》

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
 **0570-079714**

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00

お近くの「法テラス」で *全国の「法テラス」の所在地は、裏面をご参照ください。

お電話のほか、面談による情報提供も行っています。

受付時間 平日 9:00~16:00

(ただし、地域によって異なる場合があります。)

ホームページで

URL <http://www.houterasu.or.jp/>

- よくある質問とその答え(FAQ)や相談窓口情報を検索できます。
- 電子メールによるお問い合わせを受け付けています。



まずは、私たち法テラスへ
日本司法支援センター
法テラス

●弁護士のご紹介

法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。弁護士を依頼する場合の費用等について、資産額など一定の要件のもと、法テラスを通じて次のような制度をご利用いただくことができます。(要件は制度により異なります)

弁護士費用等に関する援助制度

刑事裁判に参加する
「被害者参加人」のための
国選弁護制度

刑事手続

日弁連委託援助

刑事手続・行政手続

殺人、傷害、性犯罪、ストーカー等の被害を受けた方やご家族の方などを対象に、刑事手続、少年審判についての手続及び行政手続に関する援助を行います。

例)被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、犯罪被害者等給付金申請、マスコミへの対応・折衝など

民事法律扶助

民事手続

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用等の立替えを行います。

例)損害賠償請求、損害賠償命令の申立て、保護命令(DV)の申立てなど

被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。



誰が、参加できますか？

参加の申出ができるのは、

- ① 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- ② 強制わいせつ、強姦などの罪
- ③ 自動車運転過失致死傷などの罪
- ④ 逮捕及び監禁の罪
- ⑤ 略取、誘拐、人身売買の罪
- ⑥ 2～5の犯罪行為を含む他の犯罪
- ⑦ 1～6の未遂罪

の犯罪被害者本人や法定代理人(未成年者の両親など)、犯罪被害者本人が亡くなった場合や心身に重大な故障がある場合の犯罪被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹です。



いつ、申出をすることができますか？

起訴された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。



申出方法は？

裁判所に対し、検察官を通じて刑事裁判への参加を申し出ることができます。



何ができますか？

裁判所が刑事裁判への参加を認めた犯罪被害者などを被害者参加人といいます。

被害者参加人になると、

- ① 公判期日に出席すること
- ② 検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ③ 証人に尋問をすること
- ④ 被告人に質問をすること
- ⑤ 事実関係や法律の適用について意見を陳述すること

ができるようになります。

※被害者参加人は、刑事裁判に参加するに当たり、上の1～5の行為を弁護士に委託することができます。

刑事裁判に参加する「被害者参加人」のための制度

被害者参加人のための 国選弁護制度

経済的に余裕のない被害者参加人の方も、弁護士(国選被害者参加弁護士)による援助を受けていただけるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。



国選被害者参加弁護士の選定を請求するための条件は？

被害者参加人の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として**6か月以内***に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)を差し引いた額が**200万円未満***である場合です。

※平成25年12月1日改正後の基準



請求方法は？

上記要件を満たした被害者参加人の方は、裁判所に対し、**法テラス**を経由して、国選被害者参加弁護士の選定を請求することができます。

被害者参加旅費等支給制度

※平成25年12月1日施行

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給する制度です。



支給の対象は？

旅費(交通費)及び日当が支払われます。出席する裁判所が遠方のためなどの理由で宿泊しなければならない方は、宿泊料も支払われます。

旅費等は原則として「もっとも経済的な(安価な)経路・交通手段」で計算されますので、支払われる旅費等は実際にかかった交通費等と一致しないことがあります。



請求方法と支払方法は？

裁判所から送付される請求書に必要事項を記載して、必要な資料を添えて、出席した裁判所に提出してください。

提出された請求書は裁判所から法テラスに送付され、法テラスで算定した旅費等をご指定の口座にお振り込みいたします。